

## ワクチン接種の安全かつ迅速な実施を求める意見書

菅首相は新型コロナウイルスのワクチン接種について、「高齢者は7月末までに完了」との方針を発表したのに続き、11月には全国民の接種完了を目指すことを表明しました。

本市では、8月以降にも高齢者の接種が一部予定されています。医療機関も通常の診療と並行して接種に尽力されているため、医療提供体制を守りつつ安全に接種を進めることを考えると、これ以上の接種の前倒しは厳しいのが現状です。

政府の方針を実現するには、より一層の地方自治体や医療機関等への支援が不可欠です。よって政府におかれては、11月の全国民接種完了を現実にするためにも、下記の支援を行うよう強く求めます。

### 記

1. ワクチン接種の工程の全体像を早期に明らかにし、配分量や供給スケジュールを速やかに確定日付で示すこと。方針の変更については極力、地方自治体や関係機関と協議・調整すること。
2. ワクチン接種にかかる事務や手続きについては極力簡素化をはかること。
3. 市町村・都道府県・国・企業・大学等が行う接種で事務の重複や混乱が生じないように、一元的なシステムを構築すること。
4. 協力する医療機関や医療従事者等に十分な報酬とともに経費への十分な補償を行うこと。医師が診療を休止して接種に携わる場合は損失も考慮すること。
5. 接種の遅れている地域の事情をつかみ、必要に応じて医療従事者の派遣等の支援を行うこと。
6. 往診での接種を行う医師への報酬を増額する等、接種をあきらめる人を残さない対策を行うこと。
7. ワクチン接種が終了した国民に、引き続き感染拡大防止対策が必要であることを周知徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月25日

京都府長岡京市議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣  
新型コロナウイルスワクチン接種推進担当大臣